

2014年6月市議会一般質問（案）

2014年6月13日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番、日本共産党の福間健治です。通告に基づき、4項目について質問します。

1、医療・介護総合法について

医療・介護総合法案は、衆院厚労委員会で全野党の反対を押し切って採決を強行しました。審議が尽くされたとは到底言えず、審議を打ち切って採決したことは許されません。

本法案は19本もの法律の改定を含んでおり、内容は多岐にわたります。一括審議に付すこと自体大問題です。現在参議院での審議が開始されています。

法案の大きな柱とされている地域包括ケアシステムは、その趣旨とは大きくかけ離れ、国民を医療や介護から追い出すものにされています。地域医療は、医師不足や看護師不足が進み、医療崩壊といわれるほど深刻な危機にあります。本法案は、診療報酬改定とあわせ、高度急性期の病床を削減し、患者を在宅医療や介護へ、いわば川上から川下へと誘導する仕組みをつくるものです。そのため地域医療構想の策定にあたっては、新たに民間病院にもペナルティーを科して病床規制を行います。

今でも早期退院が迫られ、患者はリハビリもないまま在宅に戻されています。特養ホーム待機者が52万人を超える中、ショートステイの長期利用など、高齢者の漂流している実態が明らかになってきました。政府は「重度でも在宅で」の掛け声のもと、医療行為を看護師に移す「特定行為」を訪問看護の切り札と認めました。法施行後、省令によって拡大もできるといいます。今でさえいつ医療事故が起きてもおかしくないという現場の叫びを直視すべきです。これでは医療崩壊に拍車がかかるのは明白です。

介護では、要支援者向けの訪問介護と通所介護は介護保険サービスから外され、市町村が行う総合事業に移され、ボランティアなどの多様な担い手が行うとされました。特養ホームへの入所を要介護3以上に限定し、一定の収入のある人の利用料を倍にすれば、介護が必要なのに介護保険から締め出される高齢者が増えることは避けられません。本法案は安倍内閣が進める社会保障と税の一体改革の具体化であり、社会保障を本人と家族の責任においやるものです。介護保険創設当初の「介護の社会化」という理想も投げ捨て、憲法25条を否定する本法案は廃案にすべきです。そこで質問しますが、医療・介護の制度改悪による市民への影響について、見解を求めます。

2、エネルギー対策

①福井地裁判決について

福井地裁は21日、関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転再開を認めない判決を言い渡しました。これは、原発のもつ本質的な危険性を指摘し、憲法で保障された「人格権」を最優先にして、再稼働にストップをかけた画期的なものです。

判決は、地震大国日本では、原発の重大事故が「現実的で切迫した危険」であるとのべています。福井地裁判決は、大飯原発はもとより、「安全な原発ありえない」、全国の原発の再稼働をすべきでないことをあらためて浮き彫りにしています。

そこで、質問しますが、関西電力大飯原発3、4号機の運転再開を認めないとした福井地裁の判決をどのようにうけとめているのでしょうか。見解を求めます。

②原発再稼働中止を

現在全国では、原発の運転差し止めを求める訴訟が十数カ所あります。全国で48基ある原発はすべて停止していますが、そのうち19基の原発について

電力会社などが再稼働を申請し、原子力規制委が審査を進めています。

こうしたさなか、安倍内閣は、全国で停止している原子力発電所を再稼働する突破口として、九州電力・川内原発（鹿児島県薩摩川内市）を再稼働させる動きを強めています。今回の福井地裁の判決を重く受け止めるなら、川内原発再稼働の動きは中止すべきです。

そこで質問しますが、川内原発再稼働中止を要求する考えはないか。見解を求めます。

4 環境行政

① 家庭ごみの有料化について

●説明会について

家庭ごみ有料化実施に向け、4月より市内13地区や自治会での説明会が実施されています。説明会参加者からは「ごみ減量・リサイクルをすすめれば、有料化の必要はないと思った」「参加者が少ない」などの声が寄せられています。また「説明会は1時間のしぼりがあり、質問・意見をいう時間もなかった。理解と納得を得るために、十分な時間をとるべきである。」「有料化の経過・目的について丁寧な説明はなかった、有料化の是非についても聞くべきではなかったのか。」「基金についても詳しい説明はなかった。」などの声が寄せられています。今後の説明会においては指摘した点について改善すべきと考えますが、見解を求めます。

●指定ごみ袋の入札について

指定ごみ袋の製造業者を委託する入札が1回目は不成立となり、2回で入札価格を引き上げ、6種類の分割入札で、5社が参加し、4社が落札したものの、減免袋の入札は不落札となり、再度実施されると聞いています。そこで質問しますが、市民からは価格を引き上げてやっと決定したとの報道もあり、指定ごみ袋の値段があがるのではないかと不安の声がでていますが、いかがお考え

でしょうか。見解を求めます。

●家庭ごみ有料化は凍結を

説明会の内容を指摘してきたが、家庭ごみ有料化については、「まだ市民の十分な理解と納得を得ていない」、「準備の態勢も不十分である」、ごみ減量・リサイクルの徹底をおこなえば有料化は必要ない」11月からの実施は凍結すべきと考えます。見解を求めます。

②事業系ごみの値上げについて

●制度変更の周知徹底について

7月より、事業系ごみの廃棄物処理使用料が現行のトン当たり8,000円～10,000円に引き上げられます。事業系ごみの廃棄物処理使用料の引き上げについて、直接説明をしたのは119の大規模事業所のみで、あとは収集運搬許可業者に、排出者への周知をお願いしている。飲食店には保健所を通じておこなっている。とのことであります。

しかし、ある業者からは「そんなことはまだ聞いていない」との声が届いています。本来なら行政が責任をもって、すべての事業者に、周知徹底をおこなうべきと考えます。制度変更の周知徹底がどこまで浸透しているのか。見解を求めます。

4、教育行政

①教育委員会改革について

内閣提出法案は、教育行政の責任の明確化と称して、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われます。また、地方自治体の教育政策の方針となる「大綱」を首長が決定するとしています。「大綱」には、「学校統廃合を進める」「愛国心教育を推進する」など、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができ、教育委員会にその具体化をさせる

仕組みです。これでは、教育委員会を首長任命の教育長の支配化に置き、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。

この法案の狙いは、侵略戦争美化の安倍流「愛国心」教育の押し付けと異常な競争主義を教育に持ち込むことにほかなりません。そのため、教育委員会を弱体化させ、国と首長の政治的圧力で、推し進めようとするものです。

そもそも教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものです。そこには、自由や自主性が不可欠です。だからこそ、戦前の教訓も踏まえ、憲法のもとで政治権力による教育内容への介入・支配は、厳しく戒められてきたのです。本法案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものだと考えますが、見解を求めます。